

弘前市告示第 号

令和8年度弘前ねぶた伝統継承奨励金交付要綱を次のように定める。

令和8年7月2日

弘前市長 谷川 政人



## 令和 8 年度弘前ねぶた伝統継承奨励金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市は、弘前ねぶたの制作技術の向上及び弘前ねぶたまつりの振興を図り、重要無形民俗文化財に指定されている「弘前のねぶた」の伝統及び文化を継承していくため、弘前ねぶたを制作し、かつ、地域において運行する団体等に対し、令和 8 年度予算の範囲内において、弘前ねぶた伝統継承奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付について必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(奨励金の交付)

第 2 条 奨励金は、市内に住所を有する者を主たる構成員とする団体等であって、弘前ねぶた保存基準（平成 20 年 6 月 24 日弘前ねぶた保存会制定）に従い弘前ねぶたを制作し、地域内運行を実施したもの（以下「地域内運行」という。）に対して交付するものとする。

2 奨励金は、やむを得ない事情により地域内運行が実施できないと市長が認める場合についても同様に交付することとする。

3 市長は、奨励金を受けようとする団体等が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の全部又は一部を交付しないことができる。

(1) 弘前ねぶたの制作手順を一部省略していることが判明した場合

(2) 地域内運行の実施に際して弘前ねぶたまつり運行安全指針（平成 27 年 3 月 19 日弘前市・公益社団法人弘前観光コンベンション協会・弘前商工会議所・公益社団法人弘前市物産協会・弘前ねぶたまつり合同運行参加団体決定）に定める安全対策を行っていない場合

(3) その他制作・運行において市が適切でないと判断した場合

4 市長は、弘前ねぶたが宣伝又は広告の手段として制作されたものであると認めるときは、当該団体等に対し奨励金の全部を交付しない。

(奨励金の額)

第 3 条 奨励金の額は、20,000 円に次の表に定める額を加算した額とする。

地域内運行

| 弘前ねぶたの区分         |                       |    |                                                                                                               | 1 日当たりの額<br>(上限 2 日間) |
|------------------|-----------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 本<br>ね<br>ぶ<br>た | 扇<br>ね<br>ぶ<br>た      | 大型 | 高さ 4.55メートル（15 尺）以上                                                                                           | 10,000 円              |
|                  |                       | 小型 | 高さ 3.03メートル（10 尺）以上 4.55メートル（15 尺）未満                                                                          |                       |
|                  | 組<br>ね<br>ぶ<br>た      | 大型 | 高さ 4.55メートル（15 尺）以上                                                                                           |                       |
|                  |                       | 小型 | 高さ 3.03メートル（10 尺）以上 4.55メートル（15 尺）未満                                                                          |                       |
|                  | 担<br>ぎ<br>ね<br>ぶ<br>た | 大型 | 高さ 4.55メートル（15 尺）以上                                                                                           |                       |
|                  |                       | 小型 | 次に掲げる高さのものを同時に運行する場合に限る。<br>(1)高さ 3.03メートル（10 尺）以上 4.55メートル（15 尺）未満<br>(2)高さ 1.82メートル（6 尺）以上 3.03メートル（10 尺）未満 |                       |

備考

- 1 地域内運行の対象となるねぶたは、本ねぶたのみとする。(前ねぶたは対象外)
- 2 対象となる地域内運行の期間は7月24日(金)から8月13日(木)までとする。

(交付申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする団体等は、令和8年度弘前ねぶた伝統継承奨励金交付申請書(様式第1号)に奨励金に係る弘前ねぶたの寸法図面、運行安全マニュアルを添えて市長に申請しなければならない。

(区分の決定等)

第5条 市長は、前条の規定により提出された書類に基づき第3条に定める弘前ねぶたの区分を決定するものとする。

- 2 市長は、地域内運行の実施について、団体等より提出された、弘前ねぶた地域内運行実施確認書(様式第2号)、道路使用許可書の写しにより実施を確認し、地域内運行が確認できた場合には、弘前ねぶた地域内運行実施確認書(様式第2号)に確認印を押印するものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、各団体等に係る地域内運行の最終実施日の後、当該団体等に対し、弘前ねぶた地域内運行実施確認書(様式第2号)を交付するものとする。

(交付方法)

第7条 市長は、交付決定後、団体等が指定する口座に奨励金を振り込むものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。